

豊中市スポーツ振興課における有料広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市都市活力部スポーツ振興課が所管する施設に掲載する広告（以下「広告」という。）の取り扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 この要綱において広告を掲載する広告媒体は、都市活力部スポーツ振興課が所管する施設をいう。

(基本的な考え方)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的信用度の高い情報であることを基本とし、その表現は信用性及び信頼性を有するものでなければならない。

(広告掲載の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
 - (3) 政治性のあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 個人の氏名広告に当たるもの
 - (6) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (7) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないと市長が判断するもの
- 2 前項に定めるほか、豊中市有料広告掲載基準を準用する。

(広告掲載の募集)

第5条 広告媒体に広告の掲載を希望する者の募集は、豊中市（以下「市」という。）が選定した広告代理店等の広告掲出事業者（以下「広告掲出事業者」という。）が行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、掲載しようとする広告の見本を添えて前条の広告掲出事業者に提出するものとする。

- 2 前項の規定による希望があった場合は、広告代理店は、広告掲載申込書（様式第1号）を豊中市長（以下「市長」という。）に提出するとともに、広告内容、デザイン、コピー等掲載内容について事前に市長と協議するものとする。

（広告掲載審査委員会）

第7条 スポーツ振興課は、広告の掲載の可否を審査するため、豊中市都市活力部スポーツ振興課広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長はスポーツ振興課長、副委員長はスポーツ振興課長補佐、委員は魅力文化創造課長、広報戦略課長及び財政課長であって委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員長が必要と認めたときは、関係者を出席させることができる。
- 7 委員は、あらかじめ職務を代理する者を指名することができ、その場合は同条第2項の委員とみなすものとする。
- 8 委員会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

（広告掲載の決定）

第8条 委員会は、第6条の規定による申込みがあったときは、第4条の規定に基づき広告内容を審査し、公共性等を考慮したうえ広告掲載の可否を審査し、その結果をスポーツ振興課長に報告するものとする。

- 2 スポーツ振興課長は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、広告掲載の可否を速やかに決定し、その結果について広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により広告掲出事業者に通知するものとする。この場合において、広告内容の補正等の条件を付すことができる。

（広告内容についての責任）

第9条 広告内容に関する一切の責任は、広告主又は広告掲出事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。

- 2 広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、広告主等は市長に対して保証しなければならない。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主又は広告掲出事業者等の責任及び負担において解決するものとし、市長は一切の責任及び負担を負わないものとする。

（広告の掲載）

第10条 広告の掲載期間及び単位は、募集要項のとおりとし、広告掲載時期及び広

告媒体内における広告の掲載場所は、市長が指定する。

2 広告掲出事業者は、広告媒体へ広告の掲載を行うものとし、広告の掲載に要する経費は、広告主又は広告掲出事業者の負担とする。

(広告掲載料)

第11条 広告掲出事業者は、広告掲載料を市長が指定する納付書により、期日までに一括して納付しなければならない。

2 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告掲出事業者の責によらない事由により広告が掲載できなくなったときは、この限りでない。

3 前項ただし書きの場合において、既納の広告掲載料を還付する場合は、広告掲出事業者からの請求により行うものとし、請求日から起算して60日以内に支払うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 次の各号に該当するとき、市長は広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告が広告媒体の管理上の支障となるとき

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が広告媒体の管理上特に必要と認めたとき

2 広告掲出事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を可とする決定を取り消すものとする。

(1) 第7条に基づき掲載可とした広告を正当な理由なく変更していたとき

(2) 正当な理由なく、市長の指定する期日までに広告を掲載しなかったとき

(3) 市長の指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき

(4) 虚偽の申し込みをしたとき

(5) 広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等、当該広告主の広告を掲載することが不適当であると判断したとき

(6) その他、広告媒体の管理上の支障が生じたとき

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）2月2日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

豊中市長 宛

豊中市スポーツ振興課所管施設内広告掲載申込書

申込者

所在地

事業者名

代表者名

担当者名

電話番号

豊中市スポーツ振興課所管施設への広告掲載について、次の通り申し込みます。

1. 広告主

2. 広告内容 別紙のとおり

3. その他（特記事項など）

様式第2号（第8条関係）

豊活ス第　　号

年（　　年）月　日

様

豊中市長　　長内　繁樹

広告掲載決定通知書

年　月　日付けでお申込みいただきました広告の掲載について、豊中市スポーツ振興課における有料広告掲載取扱要綱第8条の規定に基づく審査の結果、下記のとおり掲載することを決定しましたので、お知らせします。

つきましては、下記により手続きをお願いします。

記

1. 広告の内容

別添広告原稿のとおり

2. 広告の掲載場所

3. 広告の掲載期限　　年　月　日

広告の掲載作業日を事前に連絡すること

4. 掲載条件　　別紙の通り

5. その他

様式第3号（第8条関係）

豊活ス第 号
年（ 年）月 日
様

豊中市長 長内 繁樹

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けでお申込みいただきました広告の掲載について、豊中市スポーツ振興課における有料広告掲載取扱要綱第7条の規定に基づき審査の結果、下記の理由により掲載できないことを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 申し込まれた広告
2. 掲載できない理由